

韓国知的財産ニュース 2022年8月後期

(No. 469)

発行年月日：2022年9月2日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、8月16日から31日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 特許法の一部改正法律案（議案番号：2116852）
- 1-2 実用新案法の一部改正法律案（議案番号：2116853）
- 1-3 デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2116855）
- 1-4 商標法の一部改正法律案（議案番号：2116856）
- 1-5 商標法の一部改正法律案（議案番号：2116859）
- 1-6 「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令（案）の立法予告（特許庁公告第2022-222号）

関係機関の動き

- 2-1 知的財産単位銀行制度の2022年2学期受講生を募集
- 2-2 韓国特許庁、KIPRISの改善に向けた共同研究を推進
- 2-3 特許出願世界3位への飛躍でダイナミックな経済成長を引っ張る
- 2-4 対外経済長官会議、「不正競争防止及び営業秘密保護の施行計画」を議決
- 2-5 韓国特許庁、インスタント食品の知的財産権虚偽表示426件を摘発
- 2-6 韓国特許庁・特許法院、2022特許訴訟弁論コンテストを共同開催
- 2-7 世界唯一の女性発明フェスティバル「2022女性発明王エキスポ」が開幕
- 2-8 韓国特許庁、2023年度知的財産基盤次世代企業家教育院の新生を募集
- 2-9 KINTEXで開催された「2022女性発明王エキスポ」閉幕
- 2-10 韓国特許庁・KOICA、ASEAN国家知的財産能力強化教育を実施
- 2-11 韓国特許庁、先端技術の流出を防止するための政府・企業共同セミナーを開催
- 2-12 韓国特許庁の来年度予算7,390億ウォン、5.5%拡大編成
- 2-13 半導体や二次電池等6大戦略技術分野の「特許基盤研究開発」戦略を支援
- 2-14 科学技術と知的財産の融合フェスティバル、江原道で開かれる
- 2-15 韓国特許庁、知的財産保護政策および知財権犯罪捜査のセミナーを開催

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 世界で7番目の月周回衛星「タヌリ」を打ち上げ、宇宙技術特許は世界7位

法律、制度関連

1-1 特許法の一部改正法律案（議案番号：2116852）

議案情報システム（2022.8.12.）内容掲載は2022.8.17

議案番号：2116852

提案日：2022年8月12日

提案者：イ・チョルギユ議員外11人

提案理由

特許の無効審決等、特許審判の結果は、審判の当事者のみならず第三者にまで影響が及ぶ対世的効力があるため、産業界への影響力を考慮し、重要な法律的争点に対しては、国家機関や公共団体等の意見を聴取する必要性が高い。

しかし、現行の「特許法」は、特許審判で「利害関係人」のみ審判請求又は審判に参加できるように規定していることから、審判の課程において当事者や利害関係人でない公共団体等の第三者から審判に対する「公衆の意見」を聴取できる手続きがないという問題がある。

主要内容

イ. 審判参考人制度の導入（案第154条の3新設）

- 1) 審判長は、事件の審理に必要と認められる場合、公共団体等、その他の参考人に審判事件に対する意見書を提出できるように規定することで、特許審判において産業界への影響力の大きい重要な法律的争点等に対する公共団体等の意見を聴取できる根拠規定を設ける（案第154条の3第1項新設）。
- 2) 公共団体等が提出した意見書に対して、当事者は、口述又は書面による意見の陳

述ができる機会を付与する（案第154条の3第2項新設）。

- 3) 一般当事者にとって有利な参考人が選定されることを防止するために、参考人の選定手続きや費用等の関連事項を下位法令に委任して規定する（案第154条の3第3項新設）。

法律第 号

特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第154条の3を次のように新設する。

第154条の3（参考人意見書の提出）①審判長は、事件の審理に必要と認められる場合、公共団体等、その他の参考人に審判事件に対する意見書を提出させることができる。

②審判長は、第1項により、参考人が提出した意見書に対して、当事者に、口述又は書面による意見陳述の機会を与えなければならない。

③第1項による参考人の選定及び費用、順守事項等の参考人の意見書提出に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（参考人意見書の提出に関する適用例）第154条の3の改正規定は、この法律の施行当時に特許審判院に係属している審判事件に対しても適用する。

1-2 実用新案法の一部改正法律案（議案番号：2116853）

議案情報システム（2022.8.12.）内容掲載は2022.8.17

議案番号：2116853

提案日：2022年8月12日

提案者：イ・チョルギユ議員外11人

提案理由

登録実用新案の無効審決等、特許審判の結果は、審判の当事者のみならず第三者にまで影響が及ぶ対世的効力があるため、産業界への影響力を考慮し、重要な法律的争点に対しては、国家機関や公共団体等の意見を聴取する必要性が高い。

しかし、現行の「実用新案法」は、特許審判で「利害関係人」のみ審判請求又は審判に参

加できるように規定していることから、審判の課程において当事者や利害関係人でない公共団体等の第三者から審判に対する「公衆の意見」を聴取できる手続きがないという問題がある。

主要内容

イ. 審判参考人制度の導入（第33条）

- 1) 「特許法」第154条の3に「審判参考人制度」を導入する規定を新設し、「実用新案法」第33条で「特許法」第154条の3を準用する方式で実用新案法にも審判参考人制度を導入する。
- 2) 具体的に、審判長は、事件の審理に必要と認められる場合、公共団体等、その他の参考人に審判事件に対する意見書を提出できるように規定することで、特許審判において産業界への影響力の大きい重要な法律的争点等に対する公共団体等の意見を聴取できる根拠規定を設ける。
- 3) 公共団体等が提出した意見書に対して、当事者は、口述又は書面による意見の陳述ができる機会を付与する。
- 4) 一般当事者にとって有利な参考人が選定されることを防止するために、参考人の選定手続きや費用等の関連事項を下位法令に委任して規定する。

参考事項

この法律案は、イ・チョルギュ議員が代表発議した「特許法の一部改正法律案」（議案番号第16852号）の議決を前提にしているため、同法律案が議決されないか、修正議決される場合は、それに合わせて調整されるべきである。

法律第 号

実用新案法の一部改正法律案

実用新案法の一部を次のように改正する。

第33条中「第154条の2」を「第154条の2、154条の3」に改める。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（参考人意見書の提出に関する適用例）第33条で準用する「特許法」第154条の3の改正規定は、この法律の施行当時に特許審判院に係属している審判事件に対しても適用する。

議案番号：2116855

提案日：2022年8月12日

提案者：イ・チョルギユ議員外11人

提案理由

デザイン登録の無効審決等、特許審判の結果は、審判の当事者のみならず第三者にまで影響が及ぶ対世的効力があるため、産業界への影響力を考慮し、重要な法律的争点に対しては、国家機関や公共団体等の意見を聴取する必要性が高い。

しかし、現行の「デザイン保護法」は、特許審判で「利害関係人」のみ審判請求又は審判に参加できるように規定していることから、審判の課程において当事者や利害関係人ではない公共団体等の第三者から審判に対する「公衆の意見」を聴取できる手続きがないという問題がある。

主要内容

審判参考人制度の導入（案第142条の2新設）

- 1) 審判長は、事件の審理に必要と認められる場合、公共団体等、その他の参考人に審判事件に対する意見書を提出できるように規定することで、特許審判において産業界への影響力の大きい重要な法律的争点等に対する公共団体等の意見を聴取できる根拠規定を設ける（案第142条の2第1項新設）。
- 2) 公共団体等が提出した意見書に対して、当事者は、口述又は書面による意見の陳述ができる機会を付与する（案第142条の2第2項新設）。
- 3) 一般当事者にとって有利な参考人が選定されることを防止するために、参考人の選定手続きや費用等の関連事項を下位法令に委任して規定する（案第142条の2第3項新設）。

法律第 号

デザイン保護法の一部改正法律案

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第142条の2を次のように新設する。

第142条の2（参考人意見書の提出）①審判長は、事件の審理に必要と認められる場合、公共団体等、その他の参考人に審判事件に対する意見書を提出させることができる。

②審判長は、第1項により、参考人が提出した意見書に対して、当事者に、口述又は書面による意見陳述の機会を与えなければならない。

③第1項による参考人の選定及び費用、順守事項等の参考人の意見書提出に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（参考人意見書の提出に関する適用例） 第142条の2の改正規定は、この法律の施行当時に特許審判院に係属している審判事件に対しても適用する。

1 - 4 商標法の一部改正法律案（議案番号：2116856）

議案情報システム（2022.8.12.）内容掲載は2022.8.17

議案番号：2116856

提案日：2022年8月12日

提案者：イ・チョルギユ議員外11人

提案理由

商標の無効審決等、特許審判の結果は、審判の当事者のみならず第三者にまで影響が及ぶ対世的効力があるため、産業界への影響力を考慮し、重要な法律的争点に対しては、国家機関や公共団体等の意見を聴取する必要性が高い。

しかし、現行の「商標法」は、特許審判で「利害関係人」のみ審判請求又は審判に参加できるように規定していることから、審判の課程において当事者や利害関係人でない公共団体等の第三者から審判に対する「公衆の意見」を聴取できる手続きがないという問題がある。

主要内容

イ. 審判参考人制度の導入（案第141条の2新設）

- 1) 審判長は、事件の審理に必要と認められる場合、公共団体等、その他の参考人に審判事件に対する意見書を提出できるように規定することで、特許審判において産業界への影響力の大きい重要な法律的争点等に対する公共団体等の意見を聴取できる根拠規定を設ける（案第141条の2第1項新設）。
- 2) 公共団体等が提出した意見書に対して、当事者は、口述又は書面による意見の陳述ができる機会を付与する（案第141条の2第2項新設）。
- 3) 一般当事者にとって有利な参考人が選定されることを防止するために、参考人の

選定手続きや費用等の関連事項を下位法令に委任して規定する（案第141条の2第3項新設）。

法律第 号

商標法の一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第141条の2を次のように新設する。

第141条の2（参考人意見書の提出）①審判長は、事件の審理に必要と認められる場合、公共団体等、その他の参考人に審判事件に対する意見書を提出させることができる。

②審判長は、第1項により、参考人が提出した意見書に対して、当事者に、口述又は書面による意見陳述の機会を与えなければならない。

③第1項による参考人の選定及び費用、順守事項等の参考人の意見書提出に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（参考人意見書の提出に関する適用例）第141条の2の改正規定は、この法律の施行当時に特許審判院に係属している審判事件に対しても適用する。

1 - 5 商標法の一部改正法律案（議案番号：2116859）

議案情報システム（2022. 8. 16.）

議案番号：21168559

提案日：2022年8月16日

提案者：イ・チョルギユ議員外9人

提案理由

登録商標が実際に使用している商標と書体が異なる場合、書体だけを変更して商標を出願しなければならない不便を解消するために「標準文字」の商標出願を導入し、「標準文字」で登録された商標を書体だけを変更して使用する場合に登録商標と同一性のある商標として認める一方、商標の使用による識別力認定の対象を拡大して商標管理の便宜を図り、権利保護を強化しようとする。

これとともに、原出願に優先権主張がある場合、それを変更出願の際に自動で認め、審査

官が職権補正の要件に合わない事項に対して職権補正した場合、当該職権補正はなかったものとみなす一方、存続期間の更新申請後、新しい存続期間が始まる前に商標権が消滅又は放棄された場合、支払い済みの商標登録料を返還するように規定する等、運営上の不備を補完しようとする。

また、現在は、国内登録商標の指定商品が国際登録商標の指定商品に全て含まれている場合のみ国際登録による国内登録の代替を認めているが、それを指定商品の一部だけが含まれている場合にも代替できるようにし、国際商標登録出願及び国際商標基礎商標権の分割を認めて海外出願人及び権利者の便宜を図り、国際事務局と出願人に重複して通知している国際商標登録出願の登録可否決定書の通知方式を、国際事務局を通じて出願人に送達することに一元化して行政の効率性を高めようとする。

さらに、特許法及びデザイン保護法等の他の知的財産権法律とは違って、商標法は商標権者が相続人なくして死亡した場合の商標権の消滅に関する事項を規定しておらず、これに対する権利関係が不明なことから、これを明確にする必要があり、現行の法条文で商標登録要件の判断時期が明確でない部分等を改善して法的安定性を図り、国民が分かりやすい法令を作ろうとする。

主要内容

- イ. 使用による識別力認定の対象に第33条第1項第7号に該当する商標（「その他識別力のない商標」）を含めるようにする（案第33条第2項）。
- ロ. 商標登録要件の判断時期に関する規定のうち解釈が不明な部分を明確にする（案第34条第2項及び第3項）。
- ハ. 特許庁長が指定した文字及び方式だけで構成されている商標を出願する場合、「標準文字」の商標として出願して登録を受けるようにし、標準文字登録商標の同一性の認定範囲を規定する（案第36条及び第225条）。
- ニ. 変更出願の基礎となった商標登録出願等に条約による優先権主張や出願時の特例趣旨及びその証明書類の提出がある場合は、変更出願に対してもその主張及び書類の提出があることとみなす（案第44条第5項から第7項まで新設等）。
- ホ. 審査官の職権補正が要旨変更にあたるか、明らかに間違っていない事項を職権補正した場合、当該職権補正はなかったものとみなす（案第59条）。
- ヘ. 存続期間の更新の効力発生日前に商標権が消滅又は放棄された場合、支払い済みの登録料を返還するようにする（案第79条第1項）。
- ト. 存続期間の更新申請に関する記載事項等の要件を商標権と関連する事項に整備する（案第84条）。
- チ. 商標権の相続が開示された時に相続人がいない場合、当該商標権は消滅するようにする（案第106条第2項新設）。
- リ. 国際商標登録出願の代替要件を国内登録商標の指定商品全てを含んでいるときのみ

認めていたことを、指定商品の一部だけを含んでいる場合にも認める部分代替を導入する（案第183条）。

- ヌ．国際商標登録出願の分割出願及び国際登録基礎商標権の分割制度を導入する（案第187条及び第200条）。
- ル．国際商標登録出願に対する登録可否決定の通知を、国際事務局を通じて出願人に送付することに一元化する（案第193条の3及び第220条）。

法律第 号

商標法の一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第33条第2項中「第6号まで」を「第7号まで」に改める。

第34条第2項各号以外の部分本文中「第1項及び商標登録出願人（以下『出願人』という。）が当該規定の他人に該当するかは、」を「第1項は、」とし、同項各号以外の部分ただし書中「して」を「して決定する一方、商標登録出願人（以下『出願人』という。）が当該規定の他人に該当するかは、商標登録可否決定をする時を基準として」とし、同条第3項各号以外の部分中「その該当するように」を「その請求日から次の各号のいずれかに該当するように」に、「日から3年経った後に出願すれば」を「日以降3年経つ前に出願すれば」に、「できる」を「できない」に改める。

第36条第1項に第3号の2を次のように新設する。

3の2. 第3号の商標が、特許庁長が定めて告示した構成・表現方式及び文字（以下「標準文字」という。）だけで成されている商標の場合はその趣旨

第44条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、第46条第3項及び第4項又は第47条第2項を適用するときは、この限りでない。第44条第5項を第8項とし、同条に第5項から第7項までをそれぞれ次のように新設する。

⑤変更出願の基礎となった出願が第46条により優先権を主張した出願の場合は、第1項及び第2項により変更出願をしたときにその変更出願に優先権を主張したものとみなし、変更出願の基礎となった出願に対して第46条により提出された書類又は書面がある場合は、その変更出願に当該書類又は書面が提出されたものとみなす。

⑥第5項により、第46条による優先権を主張したものとみなす変更出願に対しては、変更出願をした日から30日以内にその優先権主張の全部又は一部を取り下げることができる。

⑦第47条による出願時の特例に関しては、第5項及び第6項を準用する。

第45条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、第46条第3項及び第4項又は第47条第2項を適用するときは、この限りでない。

第59条第1項に後段を次のように新設する。

この場合、職権補正は、第40条第2項による範囲内で行わなければならない。

第59条に第5項を次のように新設する。

⑤職権補正が第40条第2項による範囲を超えるか、明らかに間違っていない事項を職権補正した場合、その職権補正は初めからなかったものとみなす。

第79条第1項に第8号及び第9号をそれぞれ次のように新設する。

8. 第84条第2項により存続期間が満了する前に存続期間の更新登録申請をしたが、存続期間更新登録の効力発生日前に商標権の全部又は一部が消滅若しくは放棄された場合：支払い済みの商標登録料からその消滅又は放棄された商標権を除いて算定した商標登録料を引いた金額

9. 第72条第1項ただし書により商標登録料を分割納付した場合として、2回目の商標登録料を納付したが、商標権の設定登録日又は存続期間更新登録日から5年になる前に商標権の全部又は一部が消滅若しくは放棄された場合：支払い済みの2回目の商標登録料からその消滅又は放棄された商標権を除いて算定した2回目の商標登録料を引いた金額

第84条第1項各号以外の部分中「者は」を「商標権者（商標権が共有の場合、各共有者も商標権者とみなす。以下この条において同じ。）は」とし、同項第1号を次のように改め、同項第2号を第3号とし、同項に第2号及び第4号をそれぞれ次のように新設し、同条第2項ただし書中「者は」を「商標権者は」に改める。

1. 商標権者の氏名及び住所（法人の場合は、その名称及び営業所の所在地をいう。）
2. 代理人がいる場合は、その代理人の氏名及び住所や営業所の所在地[代理人が特許法人・特許法人（有限）の場合は、その名称、事務所の所在地及び指定されている弁理士の氏名をいう。]
4. 指定商品及び商品類

第106条第2項を第3項とし、同条に第2項を次のように新設する。

②商標権の相続が開示された時に相続人がいない場合は、その商標権は消滅する。

第183条第1項第3号を削除する。

第186条中「第4項」を「第7項」に改める。

第187条中「第45条を」を「第45条第4項を」に改める。

法律第18817号商標法の一部改正法律に、第193条の3を次のように新設する。

第193条の3（商標登録可否決定の方式に関する特例）国際商標登録出願に対し第69条第2項を適用する場合、「出願人に」は「国際事務局を通じて出願人に」とみなす。

第200条を削除する。

第220条第1項ただし書中「審査官が第190条により国際事務局を通じて国際商標登録出願人に拒絶理由を通知する」を「次の各号の」とし、同項に各号を次のように新設し、同条第3項中「第2項」を「第1項第2号により商標登録可否決定の謄本を、国際事務局を通じて

国際商標登録出願人に発送したか、第2項」に改める。

1. 審査官が第190条により国際事務局を通じて国際商標登録出願人に拒絶理由を通知する場合
2. 審査官が第193条の3により国際事務局を通じて国際商標登録出願人に商標登録可否決定の謄本を通知する場合

第225条第1項中「その登録商標と類似する商標として、色彩を登録商標と同一にすれば、登録商標と同じ商標だと認められる」を「次の各号の」とし、同項に各号を次のように新設する。

1. その登録商標と類似する商標として、色彩を登録商標と同一にすれば、登録商標と同じ商標だと認められる商標
2. 標準文字で登録されているその登録商標と類似し、文字だけで構成されている商標として、書体だけを変更すれば、登録商標と同じ商標だと認められる商標

第225条第2項中「その登録商標と類似する商標として、色彩を登録商標と同一にすれば、登録商標と同じ商標だと認められる」を「次の各号の」に改め、同項に各号を次のように新設する。

1. その登録商標と類似する商標として、色彩を登録商標と同一にすれば、登録商標と同じ商標だと認められる商標
2. 標準文字で登録されているその登録商標と類似し、文字だけで構成されている商標として、書体だけを変更すれば、登録商標と同じ商標だと認められる商標

第225条第3項中「その登録団体標章と類似する商標として、色彩を登録団体標章と同一にすれば、登録団体標章と同じ商標だと認められる」を「次の各号の」に改め、同項に各号を次のように新設する。

1. その登録団体標章と類似する商標として、色彩を登録団体標章と同一にすれば、登録団体標章と同じ商標
2. 標準文字で登録されているその登録団体標章と類似し、文字だけで構成されている商標として、書体だけを変更すれば、登録団体標章と同じ商標だと認められる商標

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（商標登録出願に関する適用例） 第36条第1項第3号の2の改正規定は、この法律の施行後に最初に出願した商標登録出願から適用する。

第3条（出願の変更に関する適用例） 第45条第5項から第7項までの改正規定は、この法律の施行後に出願した変更出願から適用する。

第4条（職権補正に関する適用例） 第59条第5項の改正規定は、この法律の施行後に出願公告された商標登録出願及び指定商品追加登録出願から適用する。

第5条（商標登録料の返還に関する適用例）第79条第1項第8号及び第9号の改正規定は、この法律の施行前に商標登録料を支払った場合として、この法律の施行後に商標権の全部又は一部が消滅した場合にも適用する。

第6条（商標登録可否決定の方式に関する特例等の適用例）第193条の3及び第220条の改正規定は、この法律の施行後に商標登録可否決定をする国際商標登録出願から適用する。

1-6 「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令（案）の立法予告（特許庁公告第2022-222号）

電子官報（2022.8.16.）

特許庁公告第2022-222号

「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令（案）を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第41条に基づいて次のとおり公告します。

2022年8月16日

特許庁長

「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令（案）の立法予告

1. 改正理由及び主要内容

特許庁に総額人件費制度を活用して設置した産業財産創出戦略チーム、産業財産通商協力チーム及び機械電子商標審査チーム等の13チームの存続期限を、2022年9月8日までから2023年9月8日までへとそれぞれ1年延長しようとするものである。

2. 意見提出

「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令案について意見がある機関、団体又は個人は、2022年8月26日までに統合立法予告システム（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）を通じて法令案を確認してから意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（参照：革新行政担当官）に提出してください。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見（賛否とその理由）

ロ. 姓名（法人、団体の場合はその名称と代表者名）、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※送り先

（郵便番号：35208）

大田広域市西区庁舎路189政府大田庁舎4棟

特許庁革新行政担当官

電話：042) 481-8617、Fax：042) 472-3504

電子郵便：namhyeok@korea.kr

3. その他事項

改正案に対する詳細は、特許庁ウェブサイト (<http://www.kipo.go.kr>) の「冊子/統計→法令及び条約→立法予告」を参照するか、特許庁革新行政担当官室（電話 042-481-8617、Fax 042-472-3504）にお問い合わせください。

関係機関の動き

2-1 知的財産単位銀行制度の2022年2学期受講生を募集

韓国特許庁（2022.8.16.）

知的財産学学士資格を単位銀行制度で取得！

韓国特許庁の国際知識財産研修院は、8月16日（火曜）から2週間、知的財産学単位銀行制度（※）の2022年2学期オンライン受講生を募集する。

※単位銀行制度：韓国教育部が認定した教育訓練機関で単位修得と学位取得の機会を与える制度であり、国際知識財産研修院は2015年から「知的財産学」専攻を開設して運営している。

「知的財産学」専攻は、知的財産に関する法律・訴訟、知的財産の創出・管理戦略などの科目で構成されている学士過程である。

この過程は、高校卒業やそれに準ずる学歴を持っていれば、誰でも無料で受講できる。また、一定の単位（※）を修了すると、韓国教育部長官名義の「知的財産学」学士の学位が取得できる。

※学士の学位の取得に必要な知的財産専攻の最小単位：（4年制大学卒）48単位、（高卒・専門卒）60単位

今学期には、知的財産概論や商標法など11科目（※）が運営される。

※知的財産概論、商標法、著作権法、研究開発と知的財産、知的財産権の管理論、インターネットと知的財産権法、特許情報調査と分析、民法総則、知的財産と競争法、不正競争防止および営業秘密保護、知的財産出願実務

とりわけ、今学期には「知的財産出願実務」科目が新設され、アイデアから特許を出願して登録を受けるまでの全般的なプロセスを学ぶことができる。

受講生は一学期に最大 7 科目（21 単位）まで受講でき、関連資格証を所持した場合は一部の単位が認められる。

また、知的財産能力試験（IPAT）（※）で獲得した点数等級（1～4 等級）に応じて最大 25 単位まで認められる。

※知的財産の実務能力を検証する試験であり、点数に応じて等級を付け、1 級は 25 単位、2 級は 20 単位、3 級は 14 単位、4 級は 8 単位と認める。

原則として受講生は先着順であるため、速やかに申し込まなければならず、詳細は知的財産単位銀行制度のウェブサイト（<https://cb.ipacademy.net>）で確認できる。

韓国特許庁の国際知識財産研修院長は、「知的財産学は就職や自己啓発に大きく役立つ」とし、「未来の知的財産専門家として成長できるように、単位銀行制度がその踏み台となる」と述べた。

2-2 韓国特許庁、KIPRIS の改善に向けた共同研究を推進

韓国特許庁（2022. 8. 17.）

韓国特許庁・漢城大学、特許検索サービスの改善に向けて共同研究業務提携を締結

韓国特許庁は、特許情報検索サービス（KIPRIS）を改善するために、漢城大学と「特許検索における公共サービスの役割」に関する研究の業務提携を 8 月 19 日金曜日に漢城大学で締結すると発表した。特許情報検索サービス（KIPRIS）は、特許データへのアクセス性を強化するために、特許庁が 2000 年から無料で提供している国民向けサービスである。

最近、欧米や日本などの先進国の特許庁と世界知的所有権機関（WIPO）は、特許情報の活用を促すために自主的に提供している無料特許検索サービスを高度化している。これに伴い、韓国特許庁が提供している特許情報検索サービスに対するニーズも多様化しており、提供サービスを海外の先進特許庁並みに改善する必要性が高まった。

特許庁は懇談会や満足度調査などを通じて集まったユーザーの改善意見などを漢城大学に提供し、漢城大学はそれを活用して機能改善に関する深層アンケート調査を実施し、海

外特許庁の特許検索サービスの改編現況などの関連資料を調査・分析して特許情報検索サービスの改善方向を提言する予定である。

特許庁の情報顧客支援局長は「今回の提携により、漢城大学の研究能力を活用してこれまで収集された多様なユーザーの意見を専門的・客観的に分析し、特許情報検索サービスの改善方向を導き出せると期待している」とし、「これからさまざまなユーザーが特許データをより容易かつ便利に検索し、活用できるようにサービスを改善して、科学技術と産業発展に貢献したい」と述べた。

漢城大学のノ・グァンヒョン産学協力団長は「特許検索における公共サービスの役割に関する研究は、ユーザー中心の公共サービスを構築する面で学界でも関心を持つテーマだ」とした上で、「特許庁が保有している良質のデータと漢城大学が保有している専門的な調査分析技法を通じて、特許情報検索サービスを利用する多様なユーザー集団を満足させる研究結果を導き出せると期待している」と語った。

2-3 特許出願世界3位への飛躍でダイナミックな経済成長を引っ張る

韓国特許庁 (2022. 8. 18.)

新政権の知的財産政策の方向

主要内容

1. 基盤が堅固な審査・審判

- ・ 半導体退職専門人材の特許審査への投入、バッテリー・生命工学（バイオ）などの先端戦略産業に拡大→審査の専門性は向上、海外技術流出は防止
- ・ 半導体などの先端技術特許の優先審査→早い審査で市場の早期先取りを支援
- ・ 巨大人工知能（従来比 100 倍の処理能力）基盤の知能型審査システムを構築→類似特許・商標検索精度の向上、方式審査の自動化

2. 科学・産業界が実感する知的財産サービスのイノベーション

- ・ 特許ボックス制度や職務発明支援など、技術イノベーション企業の成長を支援
- ・ 2027 年まで知的財産金融を 23 兆ウォン（2021 年 6 兆ウォン）に大幅拡大
- ・ 国家コア技術の流出を防止するための「秘密特許制度」の導入を推進

3. 韓国企業の知的財産基盤海外進出の支援を強化

- ・ 新興市場のベトナム・インドに特許官を派遣するなど、海外知的財産保護を強化
- ・ 海外 K ブランドの偽造品取り締まりを 100 個以上の世界電子商取引プラットフォーム（既存 8 個）に大幅拡大

韓国特許庁は、8月18日木曜日に新政権の知的財産分野総合計画「ダイナミックな経済の実現に向けた知的財産の政策方向」を発表した。韓国経済の成長ポテンシャルとダイナミズムを回復させ、新政権の産業・経済政策を後押しするために、「知的財産でダイナミックな経済成長を実現」という政策目標の下、3大戦略8の最重要課題を導き出した。

戦略1. 基盤が堅固な審査・審判

第一に、特許庁ならではの業務である審査・審判に集中するための基盤をしっかりと固めていくことで、無効にならない強力な知的財産を創出する。半導体分野の退職した民間研究人材を特許審査に投入し、それをバッテリー・生命工学（バイオ）などの先端戦略産業分野に拡大（※）することで、審査の専門性と迅速性を向上させ、海外への技術流出を防止する考えである。また、半導体などの先端技術を優先審査対象に拡大して審査期間を大幅に短縮（※※）させることで、韓国企業が先端技術分野の特許を先取りできるように支援する。

※（2023年）半導体→（2024年～）バッテリー、第5世代移動通信システム（5G）・第6世代移動通信システム（6G）、水素、先端ロボット、生命工学（バイオ）、宇宙・航空
※※半導体の審査処理期間を10.2か月短縮（従来12.7か月→優先審査2.5か月）

一方、高性能の巨大人工知能を取り入れた知能型審査システムを2027年まで構築することで、従来の人工知能に比べ類似特許・商標検索の精度を大幅に向上させ、方式審査（※）を自動化させて審査業務を支援する。

※出願主体の適否、提出された書類の記載方式及び添付書類などが、法令が定めている方式上の要件を満たしているかを審査すること

戦略2. 科学・産業界が実感する知的財産サービスのイノベーション

第二に、知的財産の創出・活用・保護全般にわたって韓国企業が知的財産を基盤に安定的に成長できる環境を作る。

創出

特許ビッグデータを分析して有望技術を見出し、国家研究開発（R&D）の方向樹立の支援を拡大（※）するとともに、コア技術を開発する産・学・研向けに標準特許戦略支援を拡大（※※）する。一方、中小企業を対象に職務発明制度のコンサルティング支援事業を拡大（※※※）し、知的財産を事業化して世界的な強小企業に成長するよう支援する特許ボックス制度（※※※※）の導入を推進する。

※（2022年）宇宙・航空、デジタルヘルスケアなど→（2023年）半導体、ディスプレイ、二次電池など

※※（2022年）55個→（2027年）150個

※※※ (2022年) 278件 → (2027年) 500件

※※※※特許ボックス (Patent Box) : 企業が知的財産権を事業化して発生した所得に対して租税を減免する制度で、オランダ・アイルランド・英国などが導入・施行中

活用

知的財産価値評価の信頼性を高めて知的財産金融と取引を活性化させることにより、優秀な知的財産を保有している中小・ベンチャー企業の成長を支援する。「知的財産評価管理センター」を2023年から設置・運営、「評価機関等級制度」の適用など、発明の評価機関の知的財産価値評価能力を強化する。発明の取引・評価機関および金融機関から取引・評価・財務情報を収集し、それを活用して2025年まで人工知能基盤の知的財産価値評価システムを構築する。中小・ベンチャー企業向けに知的財産金融の規模(※)と知的財産価値評価(※※)に対する費用支援事業も拡大する。

※ (2021年) 6兆ウォン → (2027年) 23兆ウォン




※※ (2022年) 2,500件 → (2027年) 4,200件

保護

知的財産が企業の成長安全弁としての役割を果たせるように、知的財産保護制度を改善する。弁理士を弁護士と共に共同代理人として選任して特許侵害訴訟に効果的に対応できるよう共同訴訟代理制度を導入し、メタバースの中のデザイン・商標を保護できるように制度を改正するなど、デジタルトランスフォーメーション時代にふさわしい知的財産保護体系を構築する。国家コア技術の海外流出を防止するために、営業秘密の海外流出に対する処罰を強化(※)し、国家コア技術が特許出願の後、海外に流出しないように秘密特許制度(※※)の導入を推進する。

※国家安全保障などの理由で特許出願された発明を秘密として扱って公開せず、海外特許出願を制限する制度で、米国・中国・日本などが運営している

【デジタルトランスフォーメーションに伴うデザイン保護対象の拡大】

従前	現行	今後
物品に適用されたデザイン	物品と分離された 画像デザイン	メタバースの中のデザイン
		
キーボード	仮想キーボード	アバターが使用する キーボード

戦略3. 韓国企業の知的財産基盤海外進出の支援を強化

第三に、韓国企業が知的財産を基盤に海外に成功裏に進出できるよう積極的に支援する。知的財産権の重要性が高い地域を基準に特許官の派遣を拡大（※）し、地域別に IP-DESK を運営・改編（※※）して現地で知的財産権を侵害された韓国企業を体系的に支援する。海外 K ブランドの偽造品モニタリングを大幅に強化（※※※）し、韓国企業に海外企業による技術分野別の紛争リスクを事前に提供および特許不実施主体（NPE）の特許無効の資料調査などを支援する。

※（2022年）米国・欧州連合など5か国→（2027年）ベトナム・インド・メキシコなど8か国

※※（2022年）地域 IP-DESK17か所→（2024年）6つの地域の IP-DESK を拠点型 IP-DESK へと転換（北米、欧州、中南米、中央アジア、東南アジア、中東・アフリカ）

※※※（現行）8か国、8の電子商取引プラットフォーム→（改善）20か国、100の電子商取引プラットフォーム

また、湾岸協力会議（GCC）や南米などに韓国型知的財産システムの輸出を拡大（※）することで韓国企業が韓国国内と類似の制度で知的財産の保護を受けられるようにし、世界知的所有権機関（WIPO）に韓国人専門家の進出を拡大することで韓国企業にとって有利な知的財産の国際規範が形成されるようにし、途上国との国際協力を強化する。

※輸出国：（2022年）UAE・サウジアラビア→（2027年）2か国（GCC・南米など）に追加輸出

韓国特許庁長は「知的財産は、先進国のさまざまな実証研究からわかるように、経済の成長ポテンシャルを回復させる鍵であり原動力であると同時に、技術覇権時代での国と企業の競争力の源泉だ」と強調した上で、「これから、知的財産の基盤を一層固め、ダイナミックな経済成長をけん引していきたい」と述べた。



参考2 政策推進の期待効果

分野		現在(AS-IS)	今後(TO-BE)
内部能力	特許無効率	2021 47.2%	2027 30.0%
	半導体審査 処理期間	優先 審査前 12.7か月	優先 審査後 2.5か月
	査定系 審決取消率	2021 21.9%	2027 15.0%
	口頭審理 開催率	2021 54.4%	2027 100%
	審判の処理期間	2021 7.6か月	2027 6.0か月
	審査システム	一般AIシステム	高性能の巨大AIシステム *一般AI比100倍の処理能力
外部能力	標準特許 戦略支援	2022 55個	2027 150個
	中小企業 職務発明制度 導入率	2022 37.4%	2027 60.0%
	IP金融	2021 6兆ウォン	2027 23兆ウォン
	IP価値評価 支援	2022 2,500社	2027 4,200社
	訴訟制度 先進化	弁護士・弁理士の共同代理 X	弁護士・弁理士の共同代理 O
海外能力	特許官 派遣国	5か国・機関 (米・中・日・EU・WIPO)	8か国・機関 (ベトナム・インド・メキシコ追加)
	海外Kブランド 偽造品取締り	8か国 8の電子商取引プラットフォーム	20か国 100の電子商取引プラットフォーム
	韓国型IPシステム 輸出国	2か国 (UAE、サウジアラビア)	4か国 (カタール等2か国追加)

参考3 特許出願量の国別順位及び出願量の予測

特許出願順位 TOP10 (2020年基準、WIPO)

(単位、千件)

順位	国	2015	2016	2017	2018	2019	2020
1	中国	1,102	1,339	1,382	1,542	1,401	1,497
2	米国	589	606	607	597	621	597
3	日本	319	318	318	314	308	288
4	韓国	214	209	205	210	219	227
5	ドイツ	67	68	68	68	67	62
6	インド	46	45	47	50	54	57
7	ロシア	46	42	37	38	36	35
8	カナダ	37	35	35	36	36	35
9	豪州	29	28	29	30	30	29
10	ブラジル	30	28	26	25	25	24

※2019年カナダ7位(36,488件)、ロシア8位(35,511件)

特許出願量の予測 (2015~2020年の出願量基準線形回帰分析)

年度別の特許出願量の順位

年度	1位	2位	3位	4位	5位	6位
2022	中国	米国	日本	韓国	ドイツ	インド
2023	中国	米国	日本	韓国	インド	ドイツ
2024	中国	米国	日本	韓国	インド	ドイツ
2025	中国	米国	日本	韓国	インド	ドイツ
2026	中国	米国	日本	韓国	インド	ドイツ
2027	中国	米国	日本	韓国	インド	ドイツ
2028	中国	米国	日本	韓国	インド	ドイツ
2029	中国	米国	日本	韓国	インド	ドイツ
2030	中国	米国	韓国	日本	インド	ドイツ

※2030年韓国249,901件、日本244,005件と順位が逆転

年度別の韓国・日本の特許出願量

(単位、千件)

年度	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
韓国	227	230	233	235	238	241	244	247	250
日本	287	281	276	271	265	260	255	249	244

特許出願量の展望グラフ (線形回帰分析の結果)



2-4 対外経済長官会議、「不正競争防止及び営業秘密保護の施行計画」を議決

韓国特許庁 (2022. 8. 19.)

経済安全保障時代、韓国技術の流出防止策を設ける

- ・ (予防) 半導体等のコア産業に対して技術流出防止を集中支援
- ・ (対応) 技術流出に迅速かつ効率的に対応するための部処間の協業を強化
- ・ (基盤) 一罰百戒による再発防止に向けて法的基盤を作る

韓国特許庁は、8月19日金曜日午前、政府ソウル庁舎で経済副総理の主催で開かれた対外経済長官会議で、「不正競争防止及び営業秘密保護の施行計画」を議決したことを明らかにした。

最近、米中覇権争いやウクライナ情勢等により、半導体等のコア技術は、産業の観点を超えて国の安全保障のためにも欠かせない戦略資産として台頭している。これに伴って、技

術を確保するための各国の競争が激しくなり、短期間で技術格差を縮めるための方法として、コア人材の引き抜きや産業スパイ、サイバーハッキング等の営業秘密流出の試みも増加傾向にある。

そのため、特許庁は、最重要技術情報である営業秘密を保護するための総合対策として、関連政府機関と共に①事前予防、②流出時の対応体系の構築、③保護基盤作りの3大戦略、9つの課題を策定した。今回の対策の主な内容は以下のとおりである。

【戦略1】 営業秘密の流出を防止するために事前予防を強化する。

- ① 技術流出に弱い大企業の協力会社と大学・研究所に対して営業秘密保護体系を集中的に支援する。

半導体、ディスプレイ等のコア産業の協会・団体と共同で技術保護に脆弱な中小企業等に技術保護体系を集中支援し、国家研究開発（R&D）実施機関の研究セキュリティーの実態をモニタリングしてセキュリティーの死角を解消する。

- ② 営業秘密保護に対する意識向上等、エコシステムを作る。

大企業・協力会社・政府（特許庁）間の技術保護共生協約及び主要経済団体との共同セミナーの開催等を通じて営業秘密を尊重する文化を構築し、企業・大学等に技術保護教育も提供する。

- ③ 海外現地で韓国企業向けの法律支援を拡大する等、海外現地での流出防止保護基盤も作る。

【戦略2】 営業秘密の流出に対する全方位的な対応能力を高める。

- ① 迅速かつ効率的な営業秘密流出の捜査体系を構築する。

技術流出の捜査・情報機関間に「技術流出対応実務協議体」を構成・運営し、特許庁技術警察の捜査対象犯罪の拡大を推進する。

- ② 技術流出に脆弱な中小企業の紛争対応を支援する。

被害企業に法律諮問、デジタルフォレンジック等を支援し、迅速な紛争解決が可能になるよう紛争調停も活性化する。

- ③ 効果的な営業秘密紛争の解決に向けて制度の先進化を推進する。

流出被害に対する司法的救済において立証負担を緩和し、裁判の専門性を強化するための専門法院の管轄集中を関連政府機関が共に検討し、コンセンサスを形成していく。

【戦略3】 新しい環境への変化に対応して営業秘密保護基盤を構築する。

- ① コア研究人材の海外転職を防止するための支援を強化する。

半導体等のコア技術における民間退職者の専門性を特許審査に活用し、熟練技術者を産業現場の教授に選定して中小企業に技術諮問等を行うようにする。

- ② 営業秘密の海外流出を防止するための基盤を作る。
国家コア技術の保有機関の把握等に特許分析結果を活用し、海外流出及び組織的流出を抑えるための制度改善を推進する。
- ③ デジタルトランスフォーメーションの加速化に伴う営業秘密保護策を作成する。
デジタルトランスフォーメーションに対応した営業秘密保護の強化に向けて、ハッキング等の新しい技術流出の脅威に民・官・学が共同で対応し、営業秘密データに対する保護も強化する。

【不正競争防止】公正な競争秩序の確立に向けて不正競争行為を根絶する。

データの不正な使用、有名人の肖像等の無断使用行為を不正競争行為として規律する改正法の施行を受けて、行政調査マニュアルの改定や国民向けガイドラインの制作・配布等、制度を定着させるための後続措置を推進する。

韓国特許庁長は「今日議論された『不正競争防止及び営業秘密保護の施行計画』を充実に推進して国の経済及び安全保障において重要な資産である韓国技術に対する保護を強化していきたい」と述べた。

2-5 韓国特許庁、インスタント食品の知的財産権虚偽表示 426 件を摘発

韓国特許庁 (2022. 8. 22.)




6 月から 7 週間オンライン販売インスタント食品に対する 知財権虚偽表示の集中取り締まりを実施

韓国特許庁は 8 月 21 日、オンラインショッピングの活性化によるインスタント食品(※)消費者の被害を予防するために、6 月から 7 週間オンラインで販売中のインスタント食品に対する知的財産権虚偽表示の集中取り締まりを実施したことを明らかにした。今回の取り締まりでは、インスタント食品の販売揭示文約 1 万件を対象に特許・デザインなどの知的財産権の表示・広告の現況をモニタリングし、モニタリングの結果 9 つの製品から 426 件の虚偽表示を摘発した。

※別途の調理過程なしにそのまままたは単純調理過程を経て食べられるように製造・加工・包装されている完全調理または半調理状態の食品

摘発された虚偽表示のタイプをしてみると、権利の消滅後有効な権利として表示した場合 244 件、登録拒絶されて権利がないものの権利があるように表示した場合 135 件、知的財

産権の名称を誤って表示した場合 29 件、存在しない権利を表示した場合 18 件の順となっており、メーカーが、権利が消滅した製品、登録拒絶された製品および知財権の名称を誤って表示したインスタント食品を多数発売して販売していることが確認された。摘発された製品は、コラーゲンラーメン 121 件、たちうお煮付けミルキット 86 件、大容量しじみ汁 83 件、済州豆の生納豆 49 件、その他 87 件の順と、おやつより食事用のインスタント食品から知財権の虚偽表示が多数発見されたことがわかった。

インスタント食品の知財権虚偽表示例		
		
権利が消滅した権利表示	登録拒絶されて権利がないものの権利があるように表示	知財権名称の誤記 (デザイン→特許)

特許庁は今回の集中取り締まりで摘発された 9 つの製品、426 件の虚偽表示に対して正しい知的財産権の表示方法を告知した後、虚偽表示製品に対する修正・削除などの是正措置を行うように案内した。また、特許庁では、積極行政の一環として知的財産権別に知的財産権の表示が正しくなっている製品を、知的財産権虚偽表示通報センター統合システム（www.ip-navi.or.kr）を通じて提供することで、特許・デザインなどの知的財産権に対する消費者の理解度を向上させるように支援する予定である。

特許庁の不正競争調査チーム長は「国民の健康・保健に関わる製品に対する知的財産権虚偽表示のモニタリングを強化し、知的財産権の虚偽表示を予防するために、関連教育および広報活動を拡大するよう努めていく」と述べた。

2-6 韓国特許庁・特許法院、2022 特許訴訟弁論コンテストを共同開催

韓国特許庁（2022. 8. 23.）

予備法律家たちの知財権弁論対決、盛況裏に終了

韓国特許庁は 8 月 23 日、特許法院と共に今年 4 月 29 日から約 5 か月間行った「2022 年特許訴訟弁論コンテスト」が盛況裏に終了したことを明らかにした。特許訴訟弁論コンテ

ストは、知的財産権紛争の実務能力を備えた法律家を育成するために、法学専門大学院の学生たちに特許訴訟実務体験の機会を提供する大会である。

弁論コンテストは、2014年から始まって今年で9回目を迎え、今年は全国で17の法学専門大学院から計68チーム、約200人の学生が参加を申し込み、訴訟弁論の競演を繰り広げた。競演の方式は、参加者が特許訴訟および商標訴訟の仮想事例に対して準備書面を作成・提出し、予審を通過すれば本選で原告・被告に分かれて互いの弁論技量を競うものである。特に、今回の大会は、3年ぶりに特許法院法廷現場での実務体験の機会を提供して、現実感のある訴訟実務の本選・決選が進められた。

※コロナ禍によって、最近2年間（第7・8回）はリモートテレビ裁判方式で実施

大会の結果、特許部門では、ソウル大学ロースクールチーム（ユ・チャンジュン、キム・ビョンリョル、イ・スンヒョン）が特許法院長賞（1位）を、ソウル大学ロースクールチーム（パク・ジンウォン、オ・ジェワン、タク・スジン）が特許庁長賞（2位）を受賞した。商標部門では、延世大学ロースクールチーム（キム・ソンミン、コ・ミンソン、ナム・スジン）が特許法院長賞を、慶北大学ロースクールチーム（チョ・ウォンチャン、ペ・ソンジュン、イ・サンジョン）が特許庁長賞を受賞した。続いて、韓国知識財産保護院長賞、韓国知的財産権弁護士協会会長賞、法学専門大学院協議会理事長賞、韓国特許法学会会長賞など、計24チームが受賞の榮譽に浴することになった。

特許部門で優等賞を受賞したソウル大学ロースクールチーム（ユ・チャンジュン、キム・ビョンリョル、イ・スンヒョン）は「チーム員と激しい議論を通じて書面を整えていく過程で、特許法理に対する理解が深まった」とし、「これから一層努力して知的財産紛争に貢献できる法律家になりたい」と抱負を語った。

商標部門で優等賞を受賞した延世大学ロースクールチーム（キム・ソンミン、コ・ミンソン、ナム・スジン）は「知的財産権はなじみのありながらもよく知らない分野なので、チャレンジ意識ができた」とし、「大変ではなかったと言ったら嘘だが、努力の実が結ばれたようで胸がいっぱい」と受賞の感想を伝えた。

特許庁長は「創造力が重要視される第四次産業革命時代に、知的財産の専門人材に対するニーズは高まっている」とし、「理論と実務を兼ね備えた知的財産専門人材の育成に向けて持続的に支援していきたい」と述べた。

2-7 世界唯一の女性発明フェスティバル「2022 女性発明王エキスポ」が開幕

韓国特許庁 (2022. 8. 23.)



「大韓民国世界女性発明大会」や「女性発明品博覧会」など、KINTEX4 ホールで開催

韓国特許庁が主催し、韓国女性発明協会が主管する「2022 女性発明王エキスポ」が 8 月 25 日木曜日から 27 日土曜日まで KINTEX (京畿道) で開催される。今回の博覧会は特許やデザインなどの産業財産権を出願したか、登録を受けた女性発明家の優秀な発明品が一堂に会するイベントで、「第 15 回大韓民国世界女性発明大会」と「第 22 回女性発明品博覧会」が同時に開かれる。最近 2 年間はコロナ禍によってオンラインで行われたが、今年には世界中の 18 か国が参加するオフライン展示として再開する。誰でも無料で観覧することができ、家族連れの観覧客に合わせたイベントを用意する予定である。

「第 15 回世界女性発明大会」では、18 か国から 310 点余りの女性発明品が出品され、イベント初日の現場審査と最終日の授賞式を通じてグランプリ、金・銀・銅賞、国内外の関連機関の特別賞などを授与する。特に、最近 2 年間オンラインで参加していた海外女性発明家たちが、今年には直接参加する。

「第 22 回女性発明品博覧会」は、女性発明企業 120 社余りの発明製品が展示される予定であり、展示場はリビング&キッチン、ベビー&ママ、インテリア&ペット、ビューティー&ファッションなどのテーマ別に構成され観覧の効率を高めた。観覧客は発明製品を直接体験し、購入することができる。

【2022 女性発明王エキスポの主要発明品】

氏名	特徴	
チャン・ヒョンシル		360 度噴射式地面ノズル 道路に埋め立てて設置し、車両の運行を妨げないで散水用洗浄液を 360 度噴射する地面ノズルシステム。
カン・ヒスク		枕 2 つのレイヤーになっていて頸部と頸椎を安定的に支えてくれる枕。

キム・ミンギョン	 <p>抗酸化ミネラルタンブラー 天然ハイガイの殻で作ったカルシウムボールを入れてミネラルが豊富な水に作ってくれるタンブラー。</p>
イ・ギヒョク	 <p>スピナッチ洗浄剤 ほうれん草エキスのカテキン成分とベーキングソーダ、クエン酸、レモンを添加した強い洗浄力の多用途洗浄剤。</p>

一方、今回の博覧会では、「ヘルシー&ビューティープレジャー」という企画館を別途構成して、頸椎枕、ドライサウナ、染毛シャンプー、トーンアップ日焼け止めクリームなどを1か所で体験できるようにした。イベント期間中、「Grip」と「NAVER ショッピングライブ」によるライブコマースも進行して、28社の発明製品がオンラインを通じて購入できる。

イベントに関する詳細は、「2022 女性発明王エキスポ」のウェブサイト (www.kiwie.or.kr) から確認できる。

特許庁長は「今回の博覧会を通じて女性発明品の優秀性と利便性がさらに知られることを期待する」とし、「特許庁は韓国の女性が知的財産を通じて素晴らしい企業家として成長していけるよう積極的に後押ししたい」と述べた。

2-8 韓国特許庁、2023年度知的財産基盤次世代企業家教育院の新入生を募集

韓国特許庁 (2022. 8. 24.)

未来イノベーション企業家に成長する発明英才を探します

韓国特許庁は8月24日、KAIST、POSTECHと共に未来イノベーション企業家を育成するために「2023年度知的財産基盤次世代英才企業家教育院」の新入生(第14期)を募集すると発表した。

募集対象は、創意性と発明能力を備えた中学生または満13歳~15歳の青少年で、計約160人(※)を選抜する。関心のある生徒は、8月31日水曜日(含)から9月30日金曜日17時までに、KAIST 知的財産(IP) 英才企業家教育院のウェブサイト (ipceo.kaist.ac.kr) や POSTECH 英才企業家教育院のウェブサイト (ceo.postech.ac.kr) から申し込むことがで

きる。選抜選考は1次書類選考と2次面接選考で行われ、募集人員のうち5%は、教育疎外階層の発明英才教育への参加を促すために社会統合選考で選抜される。

※KAIST、POSTECHの教育院別に約80人ずつ計約160人を選抜

選抜された生徒は、2年間、知的財産、企業家精神、未来技術、人文学、コミュニケーション技術などの創意融合教育を受け、進路探索に向けたオーダーメイド型総合相談プログラムも一緒に提供される。教育院修了後は、修了生向け専門教育の受講や修了生ネットワーク（ACCEL（※））への参加など、未来の企業家に成長するための教育・インフラの提供を持続的に受けられる。

※次世代英才企業家の修了生ネットワークとして、約1200人の修了生と交流しながら進路模索と創業準備活動ができるネットワーク（Alumni of Center for Creative Entrepreneur Leaders based on IP）

教育院の設立（2009年）以来、過去12年間、教育の修了生は、知的財産権4,893件出願、スタートアップ創業71件および大韓民国人材賞41人受賞などの実績を上げ、社会に進出した修了生は知的財産基盤のCEOとして活動しながら目覚ましい成果を出している。

【次世代英才企業家教育院修了生の優秀事例】

教育院	氏名	主要成果
KAIST1期	ムン・ゴンギ	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロックチェーン技術企業を創業および代表理事（2018年～） ・KB国民銀行とジョイントベンチャーを設立および代表理事（2020年～）
POSTECH1期	チャン・セユン	<ul style="list-style-type: none"> ・80万ダウンロード幼児体温モニタリングアプリを開発（2016年） ・ヘルスケアデバイス開発企業を創業および代表理事（2018年～） ・民間投資38.8億ウォン、国内外特許・デザイン出願30件、登録12件
KAIST1期	パク・サンウク	<ul style="list-style-type: none"> ・ワインNFT投資プラットフォームを創業および代表理事（2021年～） ・特許出願および登録19件保有、大韓民国人材賞大統領賞（2011年）
POSTECH1期	チョ・ヒョンサン	<ul style="list-style-type: none"> ・エドテック2社（2017年～、2022年～）を創業および代表理事 ・特許・商標出願および登録12件、無限想像室青年アイデアクラブ最優秀アイデア受賞（2015年）

特許庁の産業財産政策局長は「未来には創意性とチャレンジ精神を基にイノベティブな変化を引き出せる人材が求められる」とし、「多くの青少年が次世代英才企業家教育を受けて大胆なイノベーションで未来を導いていく次世代CEOに成長できることを願う」と伝えた。

詳細は発明教育ウェブサイト (www.ip-edu.net) から確認することができ、その他不明な点は韓国発明振興会 (02-3459-2756) に問い合わせればよい。

2-9 KINTEX で開催された「2022 女性発明王エキスポ」閉幕

韓国特許庁 (2022. 8. 29.)

指紋認証バーコードスキャナーシステムを開発したイ・ヘジンさん、
今年の女性発明王に選定

世界唯一の女性発明フェスティバル、「2022 女性発明王エキスポ」が 8 月 27 日土曜日に授賞式を最後に 3 日間の日程を終えた。韓国特許庁が主催し、韓国女性発明協会が主管した「女性発明王エキスポ」には、18 か国 280 人余りの女性発明家が参加した。今回のイベントは、3 年ぶりに展示場で対面開催し、世界中の女性の優れた発明品を披露した。

今年で 15 回目を迎えた世界女性発明大会には、国内外の女性発明品 306 点が出品された中、大韓民国の発明家イ・ヘジンさんが「ユーザーの指紋認証によって動作するバーコードスキャナーシステム」で栄誉のグランプリを受賞し、今年の女性発明王のタイトルを獲得した。この発明品は、韓国国内で初めて開発された指紋認識型融合バーコードリーダーで、生体情報をバーコードリーダーに登録させた後、指紋認証を経て使用を開始することにより、物流の流れの全過程で透明性を確保し、セキュリティーの信頼度を高めた。

グランプリを受賞したイ・ヘジンさんは「物流現場の労働者の苦勞を減らし、暮らしの質を向上させるために約 3 年間開発した」とし、「発売を控えている時点で大きな賞を受賞し、気持ちの良いスタートを切ることになった」と感想を述べた。

2-10 韓国特許庁・KOICA、ASEAN 国家知的財産能力強化教育を実施

韓国特許庁 (2022. 8. 29.)

韓国特許庁、ASEAN の国に知的財産発展ノウハウを教える

韓国特許庁は、韓国との貿易量が多い ASEAN (※) の国々を対象に知的財産権能力強化教育課程を 8 月 29 日月曜日から 9 月 8 日木曜日まで行うと発表した。今回の課程は 2020 年から 3 年間にわたって行った「KOICA グローバル研修事業」の一環として、今年が最後の 3 回目に当たる。

※1967年に創設された東南アジア諸国連合。ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの10か国で構成

教育はASEAN諸国のうち7か国（※）の知財権担当公務員20人を対象にオンラインで行われ、知的財産（IP）価値評価、韓国・ASEAN 知的財産（IP）インフラの現況比較研究、ASEAN 知的財産（IP）の調和対策など、ASEAN 諸国の知的財産能力強化に役立つテーマで構成されている。特に、知財権の創出・活用・保護分野の他にも、韓国の知的財産発展経験の共有、偽造品の取り締まり、知的財産金融および価値評価などをテーマにした科目を編成し、韓国が蓄積した知的財産分野の発展ノウハウを習得できるようにした。

※カンボジア、インドネシア、ベトナム、マレーシア、フィリピン、タイ、ラオス

特許庁は、今回の教育課程が教育参加者の現業に積極的に適用され、ASEAN加盟国域内のKブランドの保護基盤が強化され、韓国企業のASEANへの進出拡大と韓国との相互間貿易および交流の増進が一層活性化するのに役立つことを期待している。また、今後、教育修了国別に知的財産権の教材を共同で開発するなど、今回の教育の効果が持続的かつ長期的に維持され、教育による協力が実現するように教育ネットワークの構築にも力を入れる計画である。

特許庁の国際知識財産研修院長は「ASEAN諸国の知的財産能力を強化し、韓国の輸出・進出企業に対する友好的な環境を作るために、国際知財権教育を利用したASEAN諸国との協力ネットワークを維持・強化し、それを支えるために相互交互教育などの人的交流もさらに活性化させていく予定だ」と述べた。

2-11 韓国特許庁、先端技術の流出を防止するための政府・企業共同セミナーを開催

韓国特許庁（2022.8.30.）

「経済安全保障時代、先端技術の保護をどうするのか」というテーマで開催

- ・国家情報院によると、2018年から2022年7月まで海外に流出した先端技術は計83件と、このうち33件（40%）が国の安全保障に重大な影響を及ぼす国家コア技術（※）の流出事件であり、摘発件数の83%（69件）が半導体・ディスプレイ・自動車など、韓国の主力産業分野に集中していることがわかった。

※技術的・経済的価値が高く、海外に流出した場合、国の安全保障および国民経済の発展に重大な悪影響を及ぼす恐れがある技術として、産業通商資源部長官が指定する

韓国特許庁は、全国経済人連合会（以下、全経連）、国家情報院と共にソウルで8月30日火曜日午後2時に技術保護セミナーを開催したと発表した。今回のセミナーは、先端技術の保護が経済安全保障の要であり、国の競争力を左右する最重要価値として浮上している中、企業と政府が危機意識を共有し、対応の方向性を議論するために設けられた。

技術流出事件は、摘発が難しく、摘発されても技術的争点に対する判断が難しいという特徴がある。そのため、最近、経済安全保障専門組織（TF）を構成して関連懸案を集約している全経連、産業機密保護センターを中心に産業スパイを摘発する国家情報院、技術警察を通じて技術的争点判断に強みを持つ特許庁が一堂に会した。

特許庁と国家情報院は「国内営業秘密保護制度および支援施策」および「競争国の技術奪取の実態および対応策」について発表し、続いて「経済安全保障時代における先端技術保護対応策」というテーマで民間・学界・政府の専門家のパネルディスカッションも行われた。特許庁は主題発表で、企業の立場から技術を保護するために知っておくべき営業秘密保護制度と侵害発生時の対応方法を説明し、政府の支援事業（※）とともに特許庁の技術警察による犯罪捜査と産業財産権紛争調停委員会による調停制度を紹介した。

※営業秘密管理システムの普及、営業秘密原本証明サービス、管理体系コンサルティング、流出紛争の法律諮問、デジタルフォレンジックおよび証拠保存、営業秘密保護センターを通じた相談など

パネルディスカッションでは、技術保護に向けた事前予防の重要性、知能化している技術流出手法に対応するための保護体系の改善策、技術流出事犯に対する迅速・正確な捜査およびそれを後押しするための専門人材の育成、技術流出の捜査・裁判の専門性の強化など、韓国の技術を保護するための多様な政策の方向性が議論された。

特許庁長は「技術流出防止は政府と企業が協力してこそ成果が得られる分野であるだけに、政府と企業間の緊密な協力が必要だ」とし、「特許庁は技術流出を防止するためによりきめ細かい政策と支援策を作っていく」と述べた。

2-12 韓国特許庁の来年度予算 7,390 億ウォン、5.5%拡大編成

韓国特許庁（2022. 8. 30.）

人工知能技術を導入した高品質の審査・審判を支援するなど、重点的に投資

- ・人工知能（AI）技術の導入など、高品質の審査・審判の処理支援（1,395 億ウォン）
- ・公正な知的財産価値評価体系作りなど、知的財産市場の活性化（421 億ウォン）

- ・特許ビッグデータ分析など、未来新産業の特許基盤研究開発（400 億ウォン）
- ・国家コア技術の特許管理など、国内外の知的財産の保護（386 億ウォン）
- ・未来の知的財産人材を育成するための発明教員の育成など、国民参加予算（3 億ウォン）

韓国特許庁は、2023 年度の予算案として、2022 年比 5.5%増の（+383 億ウォン）7,390 億ウォンを編成したと発表した。

※特許庁予算：（2022 年）7,007 億ウォン→（2023 年予算案）7,390 億ウォン（+383 億ウォン）

特許、商標出願などの手数料収入の増加などによって来年度の予算案が増加したが、国家財政運営基調に従って知的財産の創出・保護などの主要事業費は、今年の本予算比 108 億ウォン減少した 3,630 億ウォンを編成した。

※手数料収入：（2022 年）5,883 億ウォン→（2023 年予算案）6,211 億ウォン（+328 億ウォン）

※※公共資金管理基金元金回収：（2022 年）412 億ウォン→（2023 年予算案）530 億ウォン（+128 億ウォン）

※※※主要事業費：（2022 年）3,738 億ウォン→（2023 年予算案）3,630 億ウォン（-108 億ウォン）

2023 年度の重点的な投資方向別の事業予算の内訳は次のとおりである。

1. 人工知能（AI）を活用した高品質の審査・審判サービスの提供（1,395 億ウォン）

特許庁本来の業務である審査・審判に集中するため、審査・審判サービスの支援に 990 億ウォンを編成した。

※審査・審判処理支援：（2022 年）975 億ウォン→（2023 年予算案）990 億ウォン（+15 億ウォン）

※※特許出願（件）：（2018）209,992→（2019）218,975→（2020）226,759→（2021）237,998

※※※商標出願（件）：（2018）200,341→（2019）221,507→（2020）257,933→（2021）285,821

特に、審査・審判サービス業務の効率化を推進するために、超巨大人工知能（AI）を活用した特許情報システムを開発し、老朽化した審判システムを全面的に再構築する。

※人工知能（AI）基盤特許行政イノベーション：（2023 年予算案）19 億ウォン（新規）

※※特許情報システムの構築および運営（情報化）：（2022 年）339 億ウォン→（2023 年予算案）386 億ウォン（+47 億ウォン）

2. 知的財産市場の成長と公正な取引秩序の確立（421 億ウォン）

優秀な特許を保有している中小・ベンチャー企業が円滑に事業資金を調達できるよう知的財産価値評価を持続的に支援し、企業が苦労して獲得した特許が市場で正当に評価されるように、公正な知的財産価値評価体系を設ける予定である。

※知的財産（IP）金融の規模：（2020）4.8 兆ウォン→（2021）6 兆ウォン

※※知的財産評価支援：（2022 年）116 億ウォン→（2023 年予算案）135 億ウォン（+19 億ウォン）

3. 特許ビッグデータ分析など、未来新産業の特許基盤研究開発（400 億ウォン）

未来新産業の主導権を確保するために特許ビッグデータを分析して有望技術を見出し、国家研究開発（R&D）の方向樹立の支援を拡大する。

※特許ビッグデータ基盤産業イノベーションへの支援：（2022 年）37 億ウォン→（2023 年予算案）48 億ウォン

第 6 世代移動通信システム（6G）など、国家コア産業分野で韓国の中小・中堅企業の不要な技術使用料の支出を削減するための標準特許（※）分析事業を持続的に推進する。

※国際標準化機構などの国際機構で定めた標準規格を技術的に実現する時、必ず実施しなければならない特許（「必須特許」とも呼ばれる）

※※標準特許創出支援：（2022 年）60 億ウォン→（2023 年予算案）80 億ウォン（+20 億ウォン）

4. 海外知的財産紛争対応の強化および国内知的財産保護の拡大（386 億ウォン）

世界の技術覇権争いの激化に伴う国際知的財産権紛争リスクの増加を受けて、韓国の輸出企業の海外特許紛争に対する警告状対応など、紛争の状況別のオーダーメイド型対応戦略を提供する。

※特許紛争対応戦略支援：（2022 年）107 億ウォン、330 社→（2023 年予算案）127 億ウォン、402 社（+20 億ウォン、+72 社）

また、経済的・社会的弱者の知的財産権の創出・保護に向けて、無料の知的財産権相談などを実施する公益弁理士特許相談センターの支援を拡大する計画である。

※国内知的財産権保護インフラの構築：（2022 年）36 億ウォン→（2023 年予算案）39 億ウォン（+3 億ウォン）

5. 知的財産人材を育成するための発明教員の育成など、国民参加予算（3億ウォン）

国民参加予算で民間発明教育専門家を育成し、青少年発明教育に活用して未来の知的財産人材を育成するための発明教員育成事業を強化する。

※発明教員の育成：(2022年) 5億ウォン→(2023年予算案) 8億ウォン (+3億ウォン)

特許庁が国会に提出した「2023年度予算案」は、国会の審議を経て今年12月初めに確定する予定である。

2-13 半導体や二次電池等6大戦略技術分野の「特許基盤研究開発」戦略を支援

韓国特許庁（2022.8.30.）

25の中小・中堅企業および9の大学・公共研究機関にオーダーメイド型集中支援

- ・フォトレジストは半導体生産のコア素材であるにもかかわらず、90%以上を輸入に頼ってきた。A社は、「特許基盤研究開発」戦略を通じて従来の特許から導き出された最適の成分組み合わせ候補を活用し、極端紫外線（EUV）フォトレジストの開発を繰り返すことができた。
- ・B社は、日本の輸出規制を克服するために高純度フッ化水素の工程技術の開発が急がれる状況であった。「特許基盤研究開発」戦略を通じて障壁特許の侵害に対する不確実性を解消し、コア特許2件を確保し、精製技術の開発方向を定立することで、結局、高純度フッ化水素の国産化に成功した。

韓国特許庁は8月30日、半導体などの戦略技術の開発および基礎・コア特許の確保に向けて、韓国国内の中小・中堅企業と大学・公共研究機関を対象に各機関別オーダーメイド型「特許基盤研究開発」戦略を支援すると発表した。これにより、特許庁は、超格差戦略技術の競争力を強化するための半導体・ディスプレイ、二次電池、水素の3分野17課題と未来技術を先取りするための先端移動手段（モビリティ）、人工知能・ロボット、サイバーセキュリティの3分野17課題まで、計34の支援課題（機関）を選定した。選定された機関は、M.A.T Plus（半導体・ディスプレイ）、INZI Controls（二次電池）などの25の中小・中堅企業と、韓国エネルギー技術研究院（水素）、国民大学産学協力団（人工知能・ロボット）などの9つの大学・公共研究機関である。

最近、米中覇権争いが触発した技術主導権確保競争が半導体を中心に国家間の技術・安全保障同盟に広がっている中、韓国も戦略技術を選定し、戦略技術の確保に国全体の力を集中している。特許庁の今回の支援は、政府の戦略技術に対する研究開発投資基調に合わせ

て、国家安全保障、サプライチェーン、新産業などの観点から重要だと選定された6つの技術分野に対する研究開発の効率化のために設けられた。今回選定された34の機関に対しては、特許戦略専門家と特許分析機関で構成されている専任チームが5.2億件余りの特許ビッグデータを深層分析し、障壁特許対応戦略、最適の研究開発の方向、優秀特許確保方策などの総合的なオーダーメイド型・集中型特許戦略を提供する計画である。

特許庁の「特許基盤研究開発」戦略支援を受けた課題から創出された特許技術は、一般の研究開発課題から創出された特許技術に比べて産業界の活用価値が高かった。過去5年間（2016～2020年）、優秀特許・海外特許などの質的特許成果は1.7～2.1倍、特許移転率は1.3倍、技術移転契約当たりの技術料は3.9倍の成果を上げた。これにより、今回の支援も韓国国内の中小・中堅企業と大学・公共研究機関の戦略技術分野での基礎・コア特許の確保に貢献すると期待される。

特許庁の産業財産政策局長は「半導体などの戦略技術の確保は、国の競争力、ひいては国の存立に直結する問題だ」とし、「素材・部品・装備およびワクチン危機の克服に役立った『特許基盤研究開発』戦略を戦略技術分野に拡大して世界的な競争力を確保できるように支援していきたい」と述べた。

2-14 科学技術と知的財産の融合フェスティバル、江原道で開かれる

韓国特許庁（2022.8.31.）

江原クリエイティブアイデア公募展で 「ペットの体形に合わせたブラッシング装置」が大賞を受賞

韓国特許庁と江原道、原州市は、「第11回江原知的財産フェスティバル」を江原道の原州で9月1日木曜日から4日間開催すると発表した。「江原知的財産フェスティバル」は、2016年から江原道最大規模の科学技術イベントである「江原科学技術大祝典」と共に開かれ、科学技術と知的財産の融合フェスティバルに発展した。

今回のイベントはオン・オフラインで開催され、科学探求報告書作成講演と実生活に関連する生物・物理分野の原理の講演が提供される。江原道の有望企業の知的財産基盤創業・成長優秀事例の展示、企業の投資誘致を支援する企業説明会および模擬投資大会と参加した誰でも楽しめる体験イベントも行われる。また、科学をマジックに取り入れたストリート公演「科学バスキング」とクイズショー形式の「挑戦ゴールデンベル」、科学技術をテーマにした公演・映画などが上映され、科学と知的財産に対する関心を高める計画である。

一方、今回のイベントでは、江原道の知的財産の創出・活用・保護に貢献した知的財産功労者を表彰し、「江原道クリエイティブアイデア公募展」で入賞した優秀アイデア発明品も披露する。今年の公募展では、ペットの体形に合わせて柔軟に動き、ブラッシングによる痛みを和らげられる「ペットの体形に合わせたブラッシング装置」が大賞を受賞した。イベントに関する詳細は、公式ウェブサイト（www.gstipf.co.kr）から確認できる。

特許庁の産業財産政策局長は「今回のイベントは、未来成長のコアエンジンである知的財産により気軽にアプローチできる場だ」とし、「特許庁は、地域のクリエイティブなアイデアが知的財産を通じて創業につながり、地域のイノベーション成長に貢献するよう支援する」と述べた。

2-15 韓国特許庁、知的財産保護政策および知財権犯罪捜査のセミナーを開催

韓国特許庁（2022. 8. 31.）

企業・法曹界などに知的財産保護政策および今後の方向性を紹介

韓国特許庁は、「2022年特許庁知的財産保護政策および知財権犯罪捜査のセミナー」をソウルで9月6日火曜日の午後2時に開催すると発表した。

世界の技術保護主義の流れで企業の競争力を左右する知的財産を安定的に保護することが国の最重要価値として浮上している中、今回のセミナーは、企業と法曹界の要請を受け、知財権保護制度の改善の方向性と知財権犯罪捜査の現況に対する紹介を通じて、国民の好奇心を解消し、知財権保護に対する国民の意識を高めるために設けられた。

セミナーは、特許庁の産業財産保護政策課長の知財権保護政策の推進方向に対する説明を始めに、知財権法・制度の改正計画、技術・商標警察および不正競争行為の行政調査、産業財産紛争調停委員会に対する現況と今後の政策方向が紹介される。参加の申し込みおよび詳細は韓国知識財産保護院のウェブサイト（www.koipa.re.kr）から確認でき、誰でも無料で参加できる。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 世界で7番目の月周回衛星「タヌリ」を打ち上げ、宇宙技術特許は世界7位

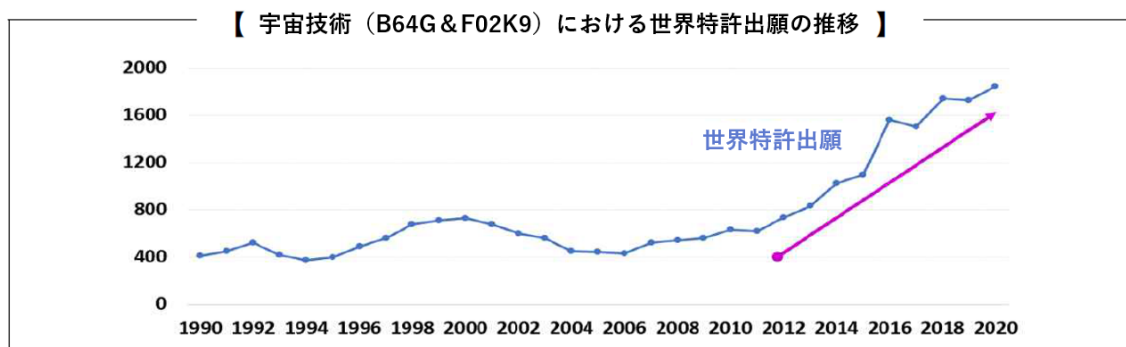
韓国特許庁 (2022. 8. 16.)

宇宙経済時代、民間がリードする特許競争力の強化が急がれる！

韓国特許庁は、韓国初の月周回衛星「タヌリ」を打ち上げたことをきっかけに、主要国の宇宙産業における特許競争力について詳しく分析した。

最近、世界的に特許出願が急増(※)しており、宇宙技術分野においても過去とは異なっており、特許争奪戦は激しくなっている。

※従前(1990~2010年)の世界出願は、年平均2%増加したが、最近10年間(2011~2020年)、年平均13%と急増



・韓国、宇宙技術の特許出願件数は世界7位

米国、中国、フランスなど宇宙強国は、積極的に特許を確保し、実際の特許出願件数においても1位から3位を占めている。

韓国の宇宙技術の特許出願順位は、合計840件と4%を占め、7位を記録している。(1990~2020年)

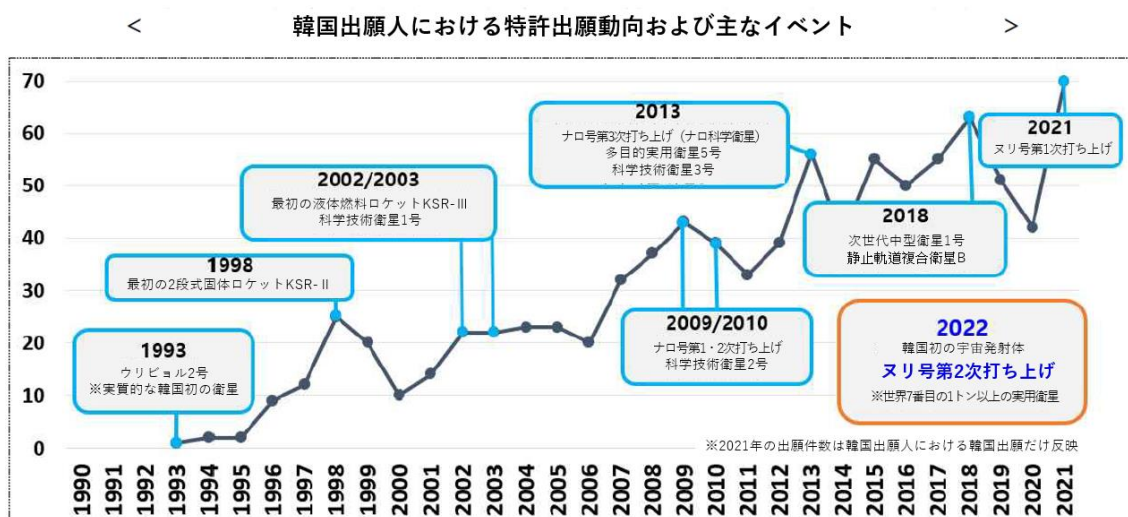
※1位米国、2位中国、3位フランス、4位日本、5位ロシア、6位ドイツ、7位韓国

これで韓国は、世界 7 位の宇宙技術の特許出願国であり、月周回衛星を打ち上げた 7 番目の国となった。

・衛星を打ち上げたことをきっかけに韓国からの特許は増加しているが、主要国に比べるとまだ不十分であり、民間企業の参加も非常に少ないのが現状

ナロ号（2009年、2013年）、ヌリ号（2021年、2022年）など持続的に衛星を打ち上げることで技術を積み上げるとともに特許出願数も増加しているが、特許出願件数が年間 70 件以下であり、主要国（※）に比べるとまだ不十分である。

※（1990～2020年）1位は米国 6,226件、2位は中国 4,330件、3位はフランス 3,409件、4位は日本 2,669件、5位はロシア 2,084件



それも、航空宇宙研究院の特許がほとんどであり、民間企業の特許は非常に少ないのが現状（※）である。米国、フランスなどの宇宙技術を先導する国は、ボーイングやエアバスなどの民間企業が技術開発および特許出願をリード（※※）している点で、今後韓国の民間企業には積極的に特許を取得することが急がれている。

※（1990～2020年の宇宙技術の世界特許出願動向）航空宇宙研究院 476件 vs 民間企業 89件

※※（1990～2020年の民間企業における宇宙技術の世界特許出願順位）1位はフランスのエアバス（1,332件）、2位は米国のボーイング（759件）、3位は日本の三菱（688件）、4位はフランスのタレス（539件）、5位は韓国の航空宇宙研究院（476件）

一方、宇宙崛起を推進している中国はここ 10 年間年平均 34%と急増(※)しているなど、技術開発の成果をコア特許として確保することを目指して努力しており、今後宇宙産業における技術覇権争いはますます激化することと予想される。

※中国における宇宙技術特許の年間出願件数：(2011 年) 67 件→ (2020 年) 925 件

・韓国における衛星体の特許は比較的良いが、発射体の特許は不十分

宇宙技術は大きく衛星体と発射体技術と分かれる。

衛星体技術は、特許出願シェア率 5%で (1990～2020 年)、世界 5 位として比較的良い。

※衛星体技術：1 位米国 (31%)、2 位中国 (21%)、3 位フランス (19%)、4 位日本 (15%)、5 位韓国 (5%)、6 位ロシア (4%)、7 位ドイツ (4%)

発射体特許のシェア率は 2%に過ぎず、米国、中国、フランスなどとの差が大きいため、主要国における特許出願増加に備える必要がある。

※発射体技術：1 位米国 (35%)、2 位中国 (17%)、3 位フランス (17%)、4 位ロシア (13%)、5 位日本 (9%)、6 位ドイツ (5%)、7 位韓国 (2%)

韓国特許庁長は、「宇宙経済時代における宇宙強国になるためには、技術開発だけではなくコア特許を確保するための努力が必要であり、特に民間企業の参加が重要である」とし、「韓国特許庁は宇宙技術分野における民間の競争力を高めるためにコア技術別の特許ビッグデータを民間に提供して有望技術を発掘し、宇宙技術を追撃する国から基礎技術を有する先導国への移行を達成するためにサポートする」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム (電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェットロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェットロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェットロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム